

京都市動物園条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第69号）（動物園）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市動物園の入園料及び使用料の適正化を図る必要があるため、次のとおり改正することとしました。

1 構内地の使用料の改定

区 分	使 用 料	
	改 正 前	改 正 後
使用の許可を受けた面積1平方メートルにつき	円 350	円 360
前月中の入園料を納付した者1,000人につき右の額を超えない範囲内において別に定める額	520	540

2 入園料の改定

区 分		入 園 料	
		改 正 前	改 正 後
個人	1回	円 600	円 620
	1年	2,400	2,510
団体	1回	500	520

備考 「団体」とは、30人以上のものをいう。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市動物園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第69号

京都市動物園条例の一部を改正する条例

京都市動物園条例の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「350円」を「360円」に改め、同項第2号中「520円」を「540円」に改める。

別表個人の項中「600」を「620」に、「2,400」を「2,510」に改め、同表団体の項中「500」を「520」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市動物園条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の入園に係る入園料について適用する。ただし、施行日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

3 改正後の条例第11条第3項の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(動物園)